

令和6年度 第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会

次 第

日 時 令和7年3月27日（木）

午前10時から

場 所 あやべ・日東精工アリーナ 研修室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 報告事項

令和6年度書面決議事項

- ・口上林地区の交通と暮らしを守る会の自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

（令和6年11月20日 6綾地公協第10号 結果報告済）

- ・地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画の変更について

（令和7年1月22日 6綾地公協第14号 結果報告済）

- ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

（令和7年3月4日 6綾地公協第21号 結果報告済）

4 議 事

第1号議案

令和6年度補正予算（案）について P1～

第2号議案

令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について P3～

第3号議案

自家用有償旅客運送の更新登録について

（奥上林地区の交通とくらしを考える会） P7～

5 そ の 他

6 閉 会

令和6年度 綾部市地域公共交通活性化協議会委員名簿

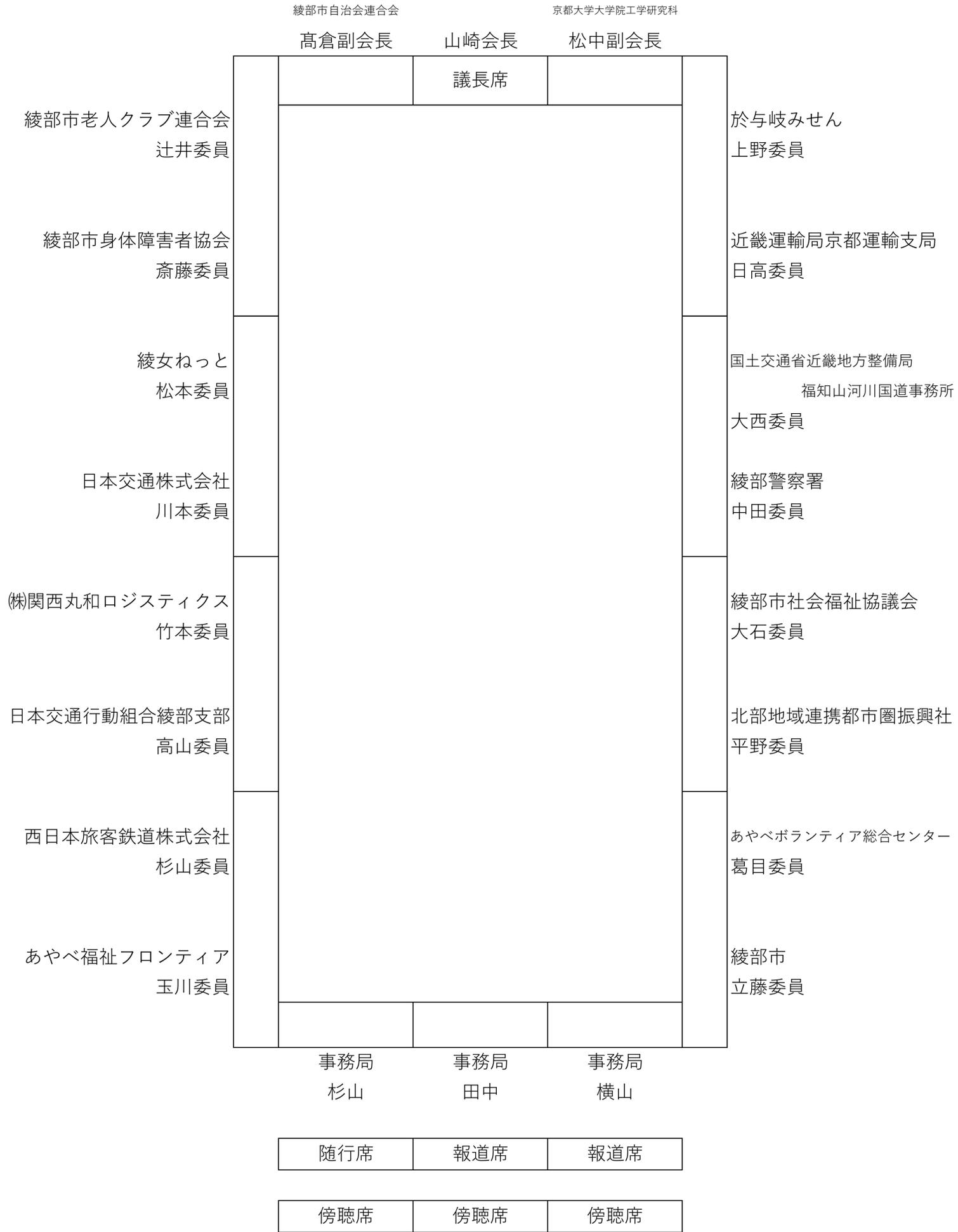
(敬称略)

	所属	職名	氏名	備考
1	綾部市	市長	山崎善也	会長
2	綾部市自治会連合会	会長	高倉正明	副会長
3	京都大学大学院工学研究科	准教授	松中亮治	副会長
4	綾部市老人クラブ連合会	会長	辻井邦夫	
5	綾部市身体障害者協会	会長	斎藤信吾	
6	綾女ねっと	会長	松本幸子	監事
7	日本交通株式会社	取締役兼福知山・綾部営業 所長 京都北部地域担当	川本康博	
8	株式会社関西丸和ロジスティクス	運行システム事業 本部長	竹本浩二	代理出席 課長 四方昌人
9	日本交通労働組合綾部支部	綾部支部長	高山龍児	
10	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社	副支社長	杉山幸介	代理出席 課長代理 岡田勝
11	特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	理事長	玉川弘信	
12	特定非営利活動法人於与岐みせん	理事長	上野司	
13	国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	日高政美	
14	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所長	大西民男	
15	京都府中丹東土木事務所	所長	細井浩一	欠席
16	京都府綾部警察署	署長	中田勝康	代理出席 交通課長 内藤知則
17	綾部商工会議所	会頭	材木正己	監事 欠席
18	綾部市社会福祉協議会	会長	大石浩明	
19	一般社団法人 京都府北部地域連携 都市圏振興社 綾部地域本部	地域本部長	平野正明	
20	あやべボランティア総合センター	運営委員長	葛目光男	欠席
21	京都府中丹広域振興局	局長	奥野昌徳	欠席
22	綾部市	市民環境部長	立藤聡	

【事務局】

1	綾部市市民環境部市民協働課	課長	田中恵美	
2	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	担当長	杉山聖子	
3	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	主任	横山成之	

令和6年度 第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会 配席図



入口

入口

令和6年度補正予算（案）

第1号議案

■収入の部 （単位：円）

区 分	補正前の額	補正額	計	摘 要
補 助 金	1,564,000	6,121,000	7,685,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 6,121,000
雑 収 入	0	0	0	
計	1,564,000	6,121,000	7,685,000	

■支出の部 （単位：円）

区 分	補正前の額	補正額	計	摘 要
会 議 費	400,000	0	400,000	
事 業 費	1,064,000	6,121,000	7,185,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 6,121,000
事 務 費	100,000	0	100,000	
計	1,564,000	6,121,000	7,685,000	

（1）綾部市地域公共交通計画の進捗管理

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、「地域公共交通計画」（以下「公共交通計画」という。）の具体的施策の実施に係る連絡調整を行う。

綾部市地域公共交通計画に係る事業一覧

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R7 実施事業	R6 実施事業	R5 事業実績	実施主体					
						綾部市	JR西日本	京都交通	タクシー事業者	その他関係者	地域住民
地域内交通の維持と利便性向上	①-1 あやバスのダイヤやルートの見直し	あやバスのダイヤやルートの見直し	○		○	●					
		綾部駅北口のあやバス乗入れ	○		○	●					
		まちなか循環ルートの検討				●					
	①-2 地域拠点までのラストワンマイル対策	先行事例による地域主体の移動手段導入のための講演会の実施	○	○	○	●				●	●
		地域拠点を起終点としたデマンド型の移動手段の導入の検討	○		○	●			●		●
	①-3 駅やバス停の待合環境の向上	バス停の待合環境の整備	○	○		●					●
		高津駅のバリアフリー及び周辺の移動円滑化対策				●	●				
	①-4 タクシーとの連携による外出支援	運転免許証自主返納者へのタクシーチケットの配布	○			●			●		
		帰宅時間帯の公共交通サービスの確保				●			●		
		あやバス区間定期券(学割)の購入者に対するタクシー利用への支援				●			●		
①-5 あやバスの維持存続・サービス見直し等に関する基準づくり	綾部市コミュニティバス等の見直し・新設のガイドライン（仮称）の作成	○	○		●						

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R 7 実 施 事 業	R 6 実 施 事 業	R 5 事 業 実 績	実施主体						
						綾部市	J R 西 日 本	京 都 交 通	タ ク シ ー 事 業 者	そ の 他 関 係 者	地 域 住 民	
広域的な連携・交流の強化	②-1 大学生の通学運賃補助の継続実施	綾部市鉄道利用通学費補助金の継続・拡充	○	○	○	●						
	②-2 健康長寿定期 65 の拡充	京都交通での健康長寿定期 65 の適用の検討	○	○		●		●				
	②-3 公共交通を使った観光の促進	公共交通による市内観光モデルルートや市外企画旅行の作成		○	○	○	●	●	●	●	●	
京都市内からの来訪者に対する企画乗車券の開発			○	○	○	●		●		●		
公共交通を支える人材と意識の育成	③-1 人材確保対策（人材不足解消）	運転手体験を含めた企業説明会や中学・高校生向けの職業体験の実施	○	○		●			●			
		求人サイトの掲載費用や受験資格特例教習の一部支援	○	○		●			●			
		女性タクシー運転手との座談会の実施				●			●			
	③-2 モビリティ・マネジメントの実施	自治体職員への公共交通利用促進の働きかけ		○	○	○	●					
		自治体職員を対象としたワークショップの開催		○	○	○	●					
		あやバス絵画展の実施		○	○	○	●				●	●
		児童や高齢者等を対象としたあやバスの乗り方教室の開催		○	○	○	●				●	●
		綾部市公共交通「まゆピーキッズクラブ」による体験学習等の実施		○	○	○	●	●	●		●	●
③-3 あやバスモニター制度の実施	あやバスモニター制度の実施		○			●				●		
③-4 あやバス運転手の接遇サービス向上	運転手の接遇サービス向上のための研修の実施		○	○		●				●		
	車内アナウンスの環境整備				○	●				●		

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R 7 実 施 事 業	R 6 実 施 事 業	R 5 事 業 実 績	実施主体					
						綾部市	J R 西 日 本	京 都 交 通	タ ク シ ー 事 業 者	そ の 他 関 係 者	地 域 住 民
最新の情報技術の活用や情報発信の強化	④-1 情報発信の強化・多様化・周知徹底	最新の情報発信ツールを活用したあやバス情報の発信	○	○	○	●				●	
		情報発信の強化	○	○	○	●				●	
	④-2 公共交通のキャッシュレス化(交通系ICカードシステム等)の拡充	運転免許証自主返納者に対するI C O C A購入費用補助の実施				●	●				
		バスやタクシーでのキャッシュレス化の実施				●		●	●		
	④-3 高齢者向けの公共交通利用教室の実施	スムーズな乗車券等購入のための人員配置強化	○	○		●	●				
		JR 西日本と連携したスマホ教室の開催	○	○	○	●	●				
	④-4 産官学連携によるデジタル技術等を用いた交通課題解消の研究	あやバスの静的G T F S整備及びJ R 西日本スマホアプリ(WESTER)との連携	○	○	○	●	●				
		あやバスの位置情報や遅延情報の発信	○	○	○	●				●	
		自動運転やM a a Sなどの産官学連携による最新技術の導入に向けた研究				●	●	●	●	●	

(2) (仮称)綾部市制施行75周年記念 あやバス20周年記念

あやべ公共交通シンポジウム

～みんなで紡ぎ、乗って育てる、わたしたちの公共交通～

綾部市の公共交通の将来について考えることを目的に開催する「あやべ公共交通シンポジウム」において、まちづくりにおける公共交通の役割についての講演会などを行う。

日時：令和7年5月20日(火) 13時15分～16時15分

場所：あやテラス・ホール(綾部市青野町西馬場下35番地の1)

主催：綾部市、綾部市地域公共交通活性化協議会

内容：1. あやバス20周年記念講演

(中川 大 様・京都大学名誉教授／富山大学名誉教授／富山大学都市デザイン学系特別研究教授)

2. 地域公共交通講演

(森 雅志 様・富山大学客員教授／京都大学非常勤講師／前富山市長)

3. パネルディスカッション

パネリスト：講師2名、山崎善也綾部市長／当協議会会長

コーディネーター：松中 亮治 様・京都大学院准教授／当協議会副会長

（3）地域輸送サービスについての協議

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

令和7年度予算（案）

■収入の部

（単位：円）

区 分	予 算	前年度予算	増 減	摘 要
補 助 金	6,469,000	7,685,000	△1,216,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 5,000,000 綾部市団体事業補助金 1,469,000
雑 収 入	0	0	0	
計	6,469,000	7,685,000	△1,216,000	

■支出の部

（単位：円）

区 分	予 算	前年度予算	増 減	摘 要
会 議 費	300,000	400,000	△100,000	委員報酬 250,000 旅費 25,000 会場費 25,000
事 業 費	6,119,000	7,185,000	△1,066,000	受験資格特例教習補助金 369,000 公共交通人材確保補助金 600,000 綾部市制施行75周年記念 あやバス20周年記念 あや べ公共交通シンポジウム 150,000 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金) 5,000,000
事 務 費	50,000	100,000	△50,000	郵便料、振込手数料等
計	6,469,000	7,685,000	△1,216,000	

自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

◎取組概要

奥上林地域のラストワンマイルを解消するため、奥上林地区内をデマンド型の定時定路線で輸送する。

◎実施主体

奥上林地区の交通とくらしを考える会（任意団体）

代表者 会長 熊内得二

所在地 綾部市故屋岡町三反田15番地（綾部市林業者等健康管理センター内）

◎現在の登録有効期間

令和5年8月1日～令和7年7月31日（初回登録期間2年、それ以降3年）

◎取組概要

①大町バスターミナル

運行日：月4回（2週目の月曜日・水曜日）（4週目の月曜日・金曜日）1日3便

運 休：1月、2月

区 域：利用者自宅付近と大町バスターミナル

時間帯：往路 午前7時45分 市茅野停留所発

復路 午後1時25分、午後3時25分 大町バスターミナル発

予 約：志摩機械株式会社（奥上林サポートセンター）

受付時間は午前10時から午後3時まで（年末年始以外）

乗車2日前までに予約必要

②奥上林診療所（奥上林公民館）

運行日：月4回（毎週木曜日）

区 域：利用者自宅付近と奥上林診療所（奥上林公民館）

時間帯：午後1時から午後4時まで

予 約：奥上林診療所 当日の正午から午後1時まで

旅客の範囲 地域住民及び関係者（一般旅客は対象外）

車 両 1台（志摩機械株式会社所有の奥上林サポートセンター車）

運 転 手 2人

料	金	片道200円／一人								
		事前に連合会事務所で乗車券購入。現金の取り扱いはなし。								
運	行	管	理	責	任	者	熊	内	得	二
整	備	管	理	責	任	者	志	摩	敏	樹
事	故	対	応	責	任	者	熊	内	得	二
苦	情	処	理	責	任	者	熊	内	得	二

◎別添資料

自家用有償旅客運送の更新登録の申請 一式

令和 7 年 月 日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

名 称 奥上林地区の交通とくらしを考える会
 住 所 綾部市故屋岡町三反田 1 5 番地
 代表者の氏名 会 長 熊 内 得 二

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 奥上林地区の交通とくらしを考える会
 住 所 綾部市故屋岡町三反田 1 5 番地
 代表者の氏名 会 長 熊 内 得 二

2. 登録番号

近京交第 13 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	市茅野	於見	大町バスターミナル	24. 5km
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
奥上林地区	綾部市奥上林地区 4 町内（睦寄町、故屋岡町、光野町、老富町）

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
奥上林地区の交通と くらしを考える会	綾部市故屋岡町三反田 1 5 番地 (綾部市林業者等健康管理センター内)

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
			※	1 ()	※ ()	1 ()	※ ()
	保有			()			
	持込		※	1 ()	※ ()	1 ()	※ ()
	合計			1 ()		1 ()	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

地域住民及びその関係者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

一律 片道 200円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

〔奥上林地区の交通とくらしを考える会〕

【組織図】

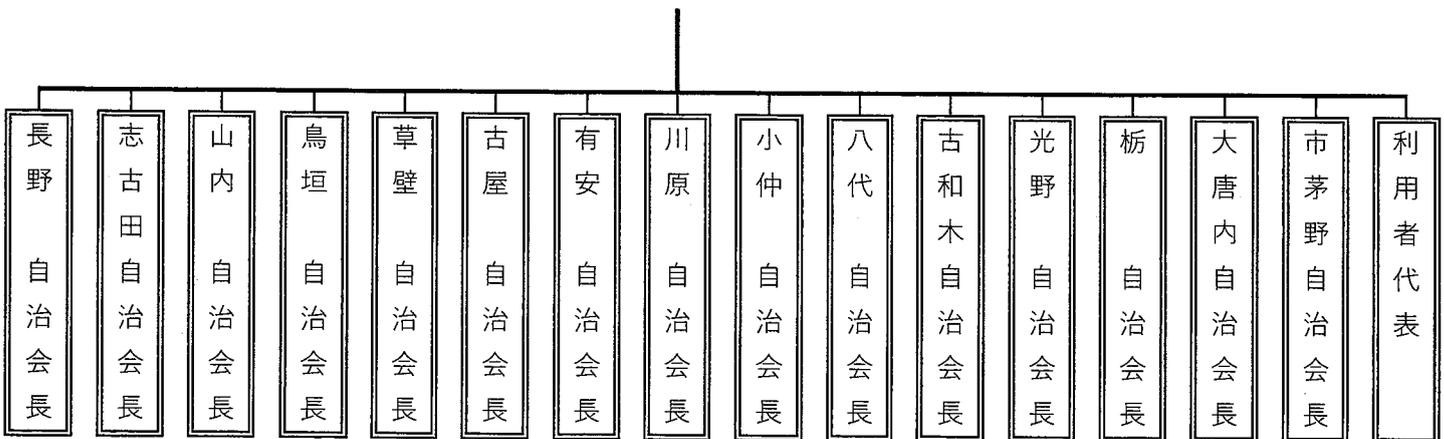
総会 ー 監事 2名

会長 ー 自治会連合会会長

理事

自治会副連合会長	1名
睦寄地区代表自治会長	1名
故屋岡地区代表自治会長	1名
光野・老富代表自治会長	1名
公民館主事	1名

役員



事務局 奥上林地区自治会連合会

協力事業者 奥上林サポートセンター

奥上林地区の交通とくらしを考える会 規約

令和4年12月14日制定

(名 称)

第1条 この会は、「奥上林地区の交通とくらしを考える会」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、京都府綾部市故屋岡町三反田15番地の「奥上林地区公民館」に置く。

(目 的)

第3条 この会は、公共交通がない地域や、バス停までの距離がありバスを利用できない地域住民の生活に必要な移動手段を確保し、地域の利便性を高め、住み慣れた地域で生き生きと生活ができるよう寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 道路運送法の規定に基づく交通空白地有償運送事業
- (2) その他、目的達成のために必要な事業

(会 員)

第5条 この会の会員は、奥上林地区自治会連合会の会員とし、その親族関係者も会員に含むものとする。

- 2 奥上林地区自治会連合会内の自治会長から入会申し込みがあり、役員会で承認した場合は、地域外からの入会希望者も入会できるものとする。

(会 費)

第6条 会員からの会費は、徴収しないものとする。

(会員の資格)

第7条 会員が自治会連合会を脱退したときは、その資格を喪失する。

(除 名)

第8条 会員が、次の各号に該当する行為を行ったときは、「役員会」での決議により、除名することができる。ただし、この場合、議決の前に、会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) この組織の名誉を著しく傷つける行為を行ったとき

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 3人
- (4) 庶務・会計 1人
- (5) 監事 2人
- (6) 役員 12人

2 必要に応じて相談役を置くことができる。

(役員を選任)

第10条 役員は、奥上林地区自治会連合会役員等があたり、総会での承認を得るものとする。

- (1) 会長は、奥上林地区自治会連合会会長が兼務する。
- (2) 副会長は、奥上林地区自治会連合会副会長が兼務する。
- (3) 理事は、睦寄町、故屋岡町、光野町・老富町の各自治会長代表が兼務する。
- (4) 庶務・会計は、奥上林地区公民館主事が兼務する。
- (5) 監事は、奥上林地区自治会連合会監事が兼務する。

(役員の仕事)

第11条 会長はこの会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会長・副会長を補佐し、会の運営にあたる。
- 4 庶務・会計は、会の運営に伴う会計事務にあたる。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、各選出母体の任期とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、後任を選出し、任期は残任期間とする。

(役員報酬)

第13条 役員に対する報酬は、支払わない。

(総 会)

第 14 条 総会は、年 1 回開催し、必要に応じ臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

3 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事会が招集の必要を決議したとき

4 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び予算案の決定

(2) 事業報告及び決算報告の承認

(3) 役員を選任及び会員の除名

(4) 規約の変更

(5) その他重要事項で理事会において必要と認める事項

5 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席により（委任状含む）、出席者の過半数をもって議決する。

6 会長が必要と認めたときは、理事会を総会に代えることができる。

(議事録)

第 15 条 総会の議事については、審議事項並びに議決事項を記載した議事録を作成しなければならない。なお、議事録に議長及び監事の署名捺印を求める。

(役員会及び理事会)

第 16 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(1) 不測事態が発生したとき

(2) 第 17 条 3 項の規定による、運行内容の見直し

(運 行)

第 17 条 道路運送法の規定に基づく交通空白地有償運送事業を行う際には、志摩機械株式会社
会社に運行を委託する。

2 運行の詳細は、別に定める。

3 利用者が少ない場合、運行内容を随時見直し、適切な運行内容となるよう努める。

運行内容を見直す際には、綾部市とも連携を図ることとする。

4 運行内容を変更するときは、志摩機械株式会社と協議し、総会での承認を得なければならない。

(解 散)

第 18 条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の継続ができない場合

(3) 所轄庁による認証の取消

2 前項第1号の事由により解散するときは、会員の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 前項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の承認を得なければならない。

(会 計)

第19条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第20条 この規約に定めることのほか必要な事項は、役員会において決める。

附 則

この規約は、令和4年12月14日から施行する。

別 添

■運行に係る詳細について

- 1 運行方式は、デマンド方式での運行とする。
- 2 デマンド方式での運行は、以下のとおりとする。
 - ①運行日は、月4日間（毎月第2週目の月曜日と水曜日、第4週目の月曜日と金曜日）で、1日3便とする。
 - ②運行区間は、各自治会バス停と大町バスターミナル間とする。
 - ③バス停は、別添路線図のとおり。
 - ④バス停時刻は、別添バス運行時刻表のとおり。
 - ⑤第1便は、8時45分発、市立病院前行きに間に接続。
 - ⑥第2便は、13時25分、第3便は15時25分に大町バスターミナルを出発し、利用者の自宅付近まで送迎する。
- 3 デマンド方式での診療所運行は、以下のとおりとする。
 - ①運行日は、毎週木曜日とする。
 - ②運行区間は、利用者自宅と奥上林診療所間とする。
 - ③予約は、当日12時までに奥上林診療所に申し込みが必要。
- 4 運賃は、1乗車200円とする。

ただし、乗車時には現金授受は行わず、事前に本会事務所で乗車券を購入するものとする。
- 5 利用方法は、事前予約制で2日前までに申し込みが必要。※（午前便・午後便）
 - ①受付は、午前10時～午後3時まで
 - ②電話は、0773-55-0720（奥上林サポートセンター）
 - ③（年末年始は、受付できません。）
- 6 予約内容は、下記の内容をお知らせください。
 - ①お名前、電話番号、自治会名
 - ②お出かけの日 ○月○日（午後便13時25分、15時25分）

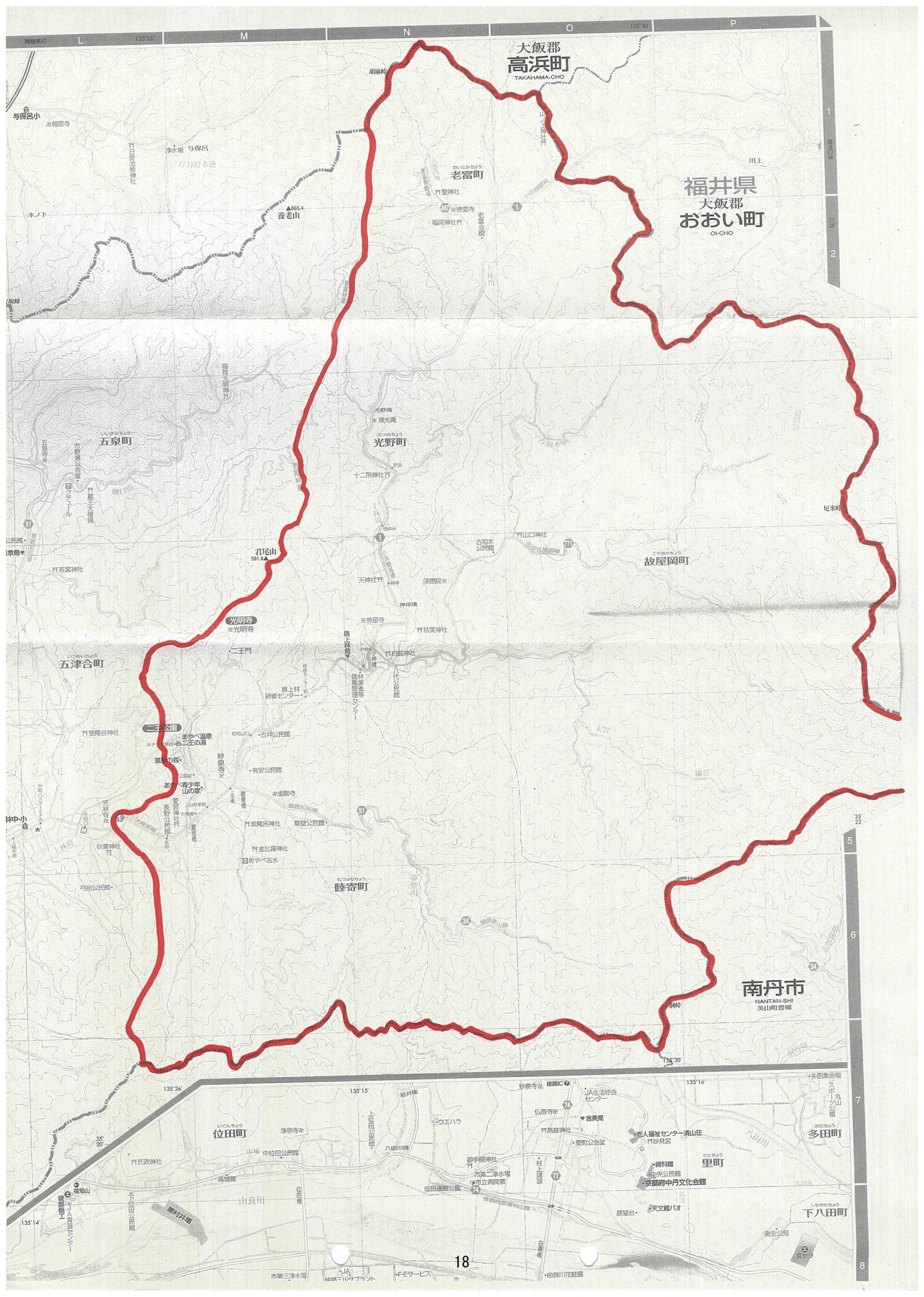
奥上林地区の交通とくらしを考える会

【役員名簿】

	名 前	所 属	住 所
会長	熊内得二	自治会連合会	個人情報のため削除しています。
理事(5名)	渡辺要治	自治会連合会副会長	
	佐堀久人	睦寄町地区代表	
	森藤連太郎	故屋岡地区代表	
	三ツ谷八寿男	光野・老富地区代表	
	藤元龍夫	公民館 主事	
役員(12名)	長尾之輝	長野自治会長	
	福井耕地	山内自治会長	
	野々尾昭彦	鳥垣自治会長	
	渡邊和重	古屋自治会長	
	藤元恒夫	有安自治会長	
	杉本充弘	川原自治会長	
	福井雅彦	小仲自治会長	
	諏訪賢司	八代自治会長	
	渡辺正一	栃 自治会長	
	酒井陸雄	大唐内自治会長	
	久保 等	光野自治会長	
	佐堀つぎ枝	利用者代表	

事務局

藤元 龍夫 (主事)



大飯郡
高浜町
TAKAHAMA-CHO

福井県
大飯郡
おおい町
OI-CHO

南丹市
NANTAN-SHI
美山町章城

老富町

光野町

故屋岡町

陵寄町

位田町

里町

多田町

下八田町

養老山
▲665.4

君尾山
561.8

五泉町

五津合町

多田集気場

バス運行表

運行ダイヤ

	時刻	自治会	停留所	備考
1	7:45	市茅野	市茅野	
2	7:51	大唐内	大唐内公民館	
3	7:53	栃	みのだ橋	
4	7:55	光野	船迫倉庫前	
5	7:59	〃	於見バス停	
6	8:01	〃	田の谷バス停	
7	8:11	古和木	朝根橋	
8	8:14	〃	石ヶ谷橋	
9	8:19	小仲	小仲バス停	
10	8:23	有安	有安公民館	
11	8:27	草壁	草壁公民館	
12	8:29	鳥垣	鳥垣公民館	
13	8:30	〃	今飼三叉路	
14	8:34	志古田	志古田三叉路	
15	8:36	長野	長野バス停	
	8:38	大町バスターミナル着		
	8:20	古屋	渡辺宅	

運行ダイヤ

1	13:25	各停留所まで	帰り 大町バスターミナル発
2	15:25	各停留所まで	

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

当団体における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和7年 月 日

名 称 奥上林地区の交通とくらしを考える会
住 所 綾部市故屋岡町三反田15番地
代表者の氏名 会 長 熊 内 得 二

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（奥上林地区の交通とくらしを考える会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	福井祐貴	個人情報のため削除しています。	普通	1種
2	山下恭平		普通	1種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

令和7年 月 日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

名 称 志摩機械株式会社
住 所 舞鶴市字上福井117番地
代表者の氏名 代表取締役社長 志摩敏樹

車 輜 使 用 承 諾 書

志摩機械株式会社の名義になっております下記の自動車について、奥上林地区の交通とくらしを考える会の交通空白地有償運送許可申請に係る車輜として使用することを承諾します。

記

1. 自動車登録番号 京都 302 は 903
2. 車名 トヨタ ステーションワゴン
3. 型式 3BA-TRH219W

承諾先

名 称 奥上林地区の交通とくらしを考える会
住 所 綾部市故屋岡町三反田15番地
代表者の氏名 会長 熊内 得二

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（奥上林地区の交通とくらしを考える会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和7年 月 日

住 所 個人情報のため削除しています
氏 名 熊内得二

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	奥上林地区の交通とくらしを考える会
-------------	-------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（綾部市林業者等健康管理センター）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	熊内得二	個人情報のため削除しています			
2					
3					

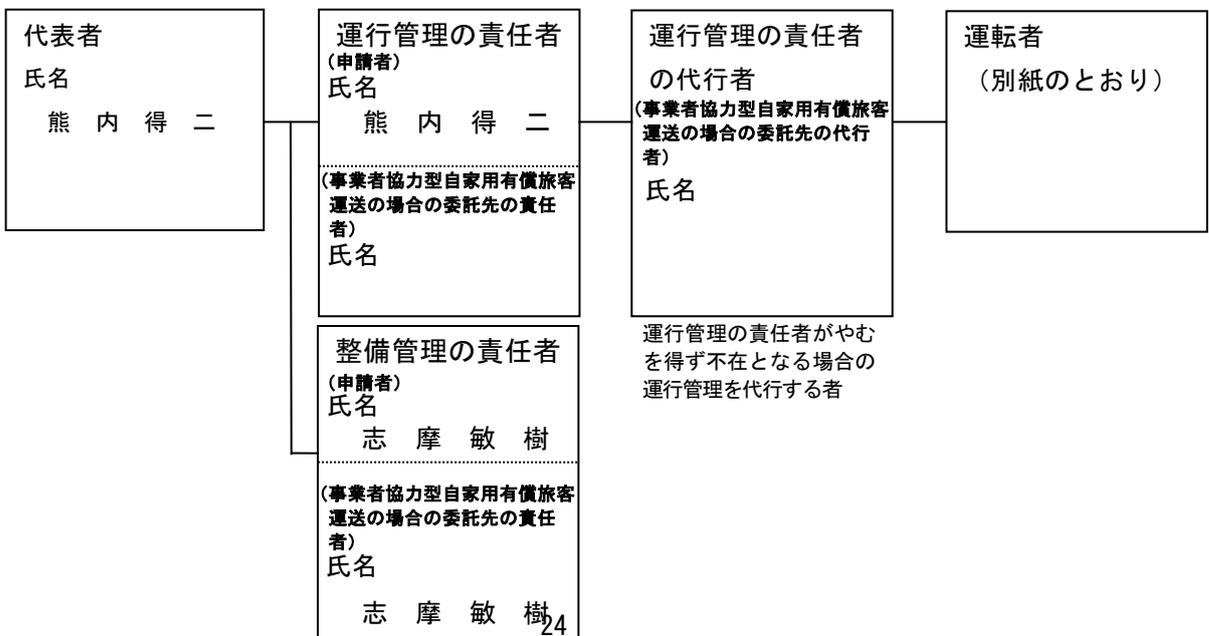
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

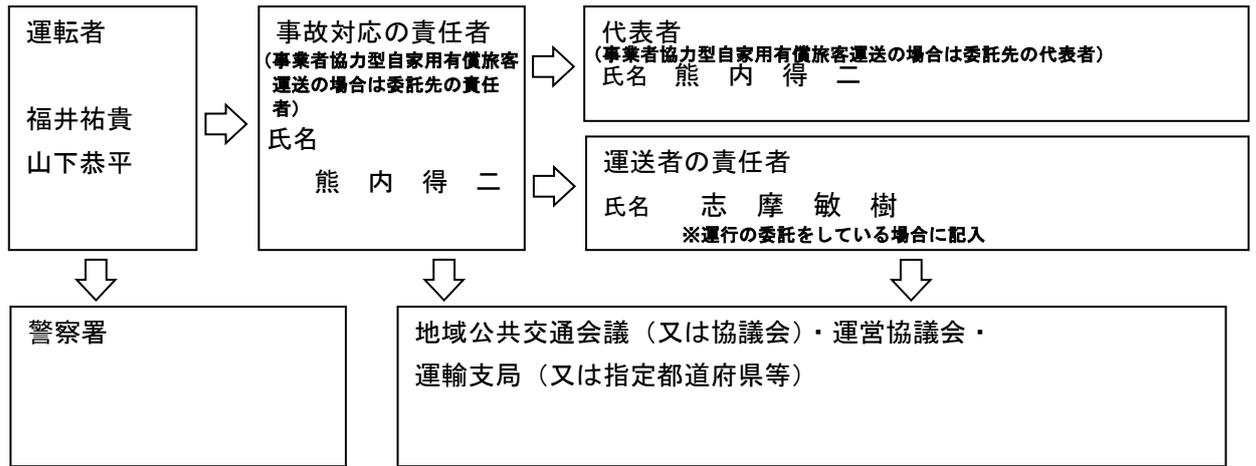
No	氏名	住所	協力
1	志摩敏樹	舞鶴市字上福井117番地	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

